

<読者投稿>

日本の安全保障と日本民族の存亡

我が国が昭和 20 年 (1945 年) 8 月 15 日の終戦という分水嶺より、既に 70 年の歳月を歴た間に、「核の冬」の言葉は全世界に浸透した。核の冬とは、核戦争後の地球はマイナス 20 度以下の気温となり、たとえ核戦争に生き残っても、氷漬けになった地球では一人の人間も生き残ることはできないと指摘した「科学データ」によるものである。

データによれば、現在地球上に保有されている核爆弾の 20% が実際に使用されれば、戦後は核の冬になるという。「核戦争に勝ち負けはない」は現在の常識である。このためいま地球上に生活する 72 億の人類が生き続けるには、何はさておいても核戦争を回避する必要がある。

大東亜戦争の終結を迎えた日本は、政治的・社会的にも連合軍によって作られた憲法を足場にして戦後の歩みを開始した。以降、朝鮮戦争・ベトナム戦争に象徴される共産主義者の世界征覇戦略の脅威にさらされながらも、日米安全保障条約の貢献によって、日本民族は共産主義に屈することなく光輝ある国体を自由主義陣営の一員として堅持してきた。この間、日本民族はただ国体を堅持しただけではなく、安全保障条約に示された「核の傘」に守られつつ人類史上始めて、短期間のうちに驚異的な経済発展を達成することができた。

日米安全保障条約は、アメリカの指摘を待つまでもなく極めて片務的で、アメリカはどんな犠牲を払っても日本を守り抜き、しかも日本は「憲法」の定めによって、アメリカがいかなる局面に立たされようが一切力を貸すことはできない、と定めたものである。かかる「国際条約」は、国際条約史上比類すべきものがなくアメリカとの条約の上に、どっかりあぐらをかいた日本の自己中心主義がアメリカの傘の下で安保条約を楯に、アメリカの焦燥を他所 (よそ) に憲法九条を唯一の逃げどころとして横を向き現在に至っている。国際条約の常識は、国際法上からみても「双務」が原則である。(すなわち双方が対等に務めを果たす)

いわゆる日本は、戦後 70 年間かかる国際条約締結の原則に反して、すべての犠牲をアメリカに押しつけ、経済大国形成の道を爆進してきた。戦後日本の経済発展は、防衛費の支出が負担にならなかった日本の財政事情に、そもそもの利点があったのだと

指摘されても返す言葉はない。たしかに、日本の経済大国化は、途中で「**自国を守る**」ための防衛支出があったならば、短期間に達成できるものではなかった筈である。この問題に関して、「**防衛バランス**」解消のためにも、日米安保条約の運用を見直す意見が戦わされている。

すなわち「**日本列島**」の防衛は、日本の自己努力で行えというもので、日本防衛に必要なアメリカの軍事費を日本に肩代りさせようとする意見である。

日本に進駐したマッカーサー連合軍総司令部 (G・H・Q) は、占領政策の第一弾に、日本国憲法の制定に着手した。すなわち大日本帝国憲法を、日本国憲法に改定するための作業である。この作業に当って、マッカーサーは日本政府に憲法改正案の作製を命じる一方で、連合軍は独自の立場で新憲法の公布作業に取りかかった。

マッカーサーの命を受けた日本政府は、朝野の英知を結集して、憲法草案を作り司令部に提出した。だが提出ごとにクレームを付けられ、再三再四にわたり草案を作り直した。営々の努力を積み重ねた末、これならと思える草案をもって司令部を訪れた日本側に対して、草案を受け取る前に司令部側は連合軍が作製した「**改定憲法**」を日本側に手渡した。日本政府は担当者を総動員して、徹夜の作業を経て草案作りに務めたのであるが他方連合軍側は、戦争続行中から作製に着手し進駐時既に完成していた「**憲法草案**」を、これでなければ駄目だと日本政府に手渡したに過ぎなかった。

日本政府の草案作りは単なる名目に過ぎず、連合軍側は当初から自からが作製した改正憲法を日本の憲法に定める予定を立てていた。一行一句の改正・修正も許されない新憲法草案は、やがて正規な手続きを経て「**日本国憲法**」となり日本民族の上に威厳を示した。現在日本民族、さらに日本国の拠り所となっている憲法は、いうならばアメリカ野戦軍の「**天幕**」の中で作製されたものである。したがって、当初から時の流れに適合する客観性はもっていなかった。アメリカ自身が作り、そして発布を強制した憲法に、まず最初当惑したのはアメリカだった。

1950年6月25日、ソ連の世界征覇戦略は、北朝鮮軍が直接韓国を武力攻撃する形で現実のものとなった。共産主義者が武力をもって自由主義陣営の一角に攻撃を仕掛ける直前、すなわち同年の1月1日、マッカーサー将軍は自からが作製した憲法の「**新解釈**」をわざわざ日本国民にメッセージの方法で示した。

その骨子は、憲法第二章、戦争の放棄に関する全文の新解釈で、憲法では「**陸海空軍その他戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。**」と規定しているが、自衛のための戦力はもたなければならない。同時に国を守るための戦力権は、憲法で規定する交戦権の否定には接触しないというものだった。

マッカーサーが示した新解釈は苦しまぎれの新解釈であり、憲法の条文・新憲法の本質からみても常識をはるかに逸脱するものであった。

1950年の元旦に示されたマッカーサー将軍の声明は、当時の国際情勢を反映して苦慮の一策で出されたもので、連合軍が日本民族に押し付けた新憲法が大きな誤りを宿していたことを改めて証明するものとなった。この声明に関しては、1つの秘話がある。すなわち、自分たちが作り自分たちが日本政府に押し付けて公布させた「**日本国憲法**」に、実質的修正ともいえるべき「**新解釈**」を示すべきか否かの問題である。

新解釈反対派は、この際思い切って憲法改正を日本政府に命令すべきだと主張したが、日本国憲法作製に頭初から従事してきた「**新解釈**」派は、改正による権威の喪失を恐れて新解釈の路線を堅持すべきだと主張した。

当時であって日本国憲法に対する最高責任者は、連合軍総司令官のマッカーサー元帥だった。彼は自からの権威保持のためにも「**憲法改正**」に反対し、新解釈で充分だとの見解を取り、新解釈のメッセージ発表となった次第である。

尚、この新解釈か改正かの問題については、アメリカの大統領府でも討議されたが結局、マッカーサー将軍の権威を日本国民に誇示するためにも、改正ではなく新解釈の方向に進むべきだとの意見が大勢を占めた。大統領府がマッカーサー将軍の路線に賛成した理由については、大統領府自体にも1つの見識があった。

その見識とは、憲法自体絶対不変のものではなく、改正しようと思えばいつでも改正ができる。しかし、マッカーサー将軍が実質の統治権をもつ「**占領期間中**」に改正を命じたらマッカーサー将軍の面目が立たない。したがって改正は、占領政策が終了し日本が1つの独立国に復活したあとの方が、アメリカにとっても、また日本にとっても都合がよいだろうとの結論に至ったことである。

要するにアメリカは、講話条約締結後の日本に、憲法改正をゆだねた訳である。

新解釈か改正かの論議が、アメリカ大統領府と連合軍総司令部々内で交されていたこの間、東西対立の国際情勢は一段と険悪化し記述は前後するが欧州ではソ連のベルリン封鎖、チェコスロバキアに対するソ連軍の出兵など共産主義者の進攻作戦が相次ぎ、アジアでも中ソ友好条約の締結、ソ連あと押しによる北ベトナムの建国など共産主義者による自由主義陣営進攻作戦が表面化し出した。そして、所謂「**冷たい戦争**」は実際に戦火を交える朝鮮戦争へ拡大し「**熱い戦争**」が始まった。かかる世界情勢に直面して、日本国憲法の総責任者であるアメリカは、日本国憲法が根本の部分で間違っていたことに気付いた訳である。

連合軍総司令部と日本政府は、窮余の一策である憲法の「**新解釈**」によって、1950年7月「**警察予備隊**」なる新国軍を創設して、曲りなりにも日本は自分の国は自分で守るといった「**自衛機構**」をもつに至った。警察予備隊とはすなわち現在の自衛隊の前身である。自衛隊とは要するに「**国家・国体**」を護持するための「**国軍**」である。

その国軍であるべき筈の「**軍機構**」が本質をたどれば「**窮余の一策**」から創設され、更に憲法上では戦力なき「**警察隊**」交戦権をもたない自衛隊にとどまるという事実こそ、戦後日本が抱えこんだ一大矛盾である。政治の重要主題は決して経済問題でもなく国民福祉の問題でもない。

これらの問題は、「**国政**」にとって二義的な課題に過ぎず、政治が常に第一義に掲げなければならない主題は、**国体の護持・国民の生命財産を守る防衛・次世を担う青少年の教育問題**である。国防なき国家に安定した未来はないし、また確固不動の教育理念がない国家には、永却の国家存立の未来がない。

しかるに戦後の日本は、国政の第一主題である国防問題を政治上のタブーとし、国防問題の根幹である憲法を「**新解釈**」のレベルのままにとどめ現在に至っている。

過去にある政党の指導者は、自衛隊の法的立場に関して「**違憲合法論**」なる奇妙な定議を下し、従来の反自衛隊見解を自衛隊の存在を認める方向に修正した。

何たる偽善であろうか。かかる見識をもつ指導者によって、いやしくも天下に号令を発する機能を与えられた政党が指導されていたとする事実は、当の政党のみならず同党の支持者を含めて国民全体の悲劇といわなければならない。

たしかに政治とは、善や真理によって運行されるものではなく、どちらかといえば不善と悪徳によって運行されるものである。同時に普遍的に良い政治とは、不善や悪徳に傾斜しようとする政治を、ある一線にとどめることに価値と条件がある。

しかし、かかる政治といえども絶対的に曲げることのできない不文律がある。その不文律とは法治国家における法律の厳守と、この法律のもとで形成された法秩序の尊守である。法秩序は諸々の法律によって構成されている。さらに諸法律を根本的に規定するものは、国家の基本法、すなわち憲法である。

憲法の「**法源**」性は、憲法の精神に反するすべての法律を否定し、同時に反憲法的な法律の制定を禁止している。従って、違憲はどこまで行っても憲法背反であり、憲法の精神に反して制定された法律は、法治社会の正当法に値しないものである。

前記政党指導者が高らかに叫んだ、憲法には違反しているが正当な手続きを経て成立した法律である以上、合法であるとする自衛隊法の解釈は、最も憲法によって言動が拘束される立場にある政治家に許されるものではない。

違法は違法として、客観情勢がいかに変化しようとも初期見解を貫き通すところに政治家たる資格がある。既成事実だから、そうしなければ都合が悪いからとの理由によって主義主張を容易に変えることは、大局的にみれば国民一般への反逆でしかない。「**武力行使権の放棄**」「**戦力保持の禁止**」「**交戦権の放棄を定めた憲法第二章 第九条の定め**」によれば、自衛権の行使と自衛のための戦力保持、また自衛上の交戦権を

是認した自衛隊法は「**憲法違反**」である。自衛隊法と憲法の関係について、今日専門家の意見・見解は概ね憲法違反に目を閉じている。

今日政府が自衛隊の存在を正当化する理由は、1950年1月1日にマッカーサー将軍が示した「**憲法新解釈**」に依るのみで、そこには日本政府自体の正当化見解は何ら明らかにされていない。政府が正当論をもって自衛隊の存在を明らかにしない理由の第一は、政府自体自衛隊存在の違憲性を熟知するからであり、同時に自衛隊存在を既成事実化することによって、当面支障なく「**国防**」に関する政策遂行が可能だとする見くびりがあるからである。政府当局が国民を見くびることは、政府による国民への犯罪である。この「**犯罪**」の結果がどうなるか。

政府はこの件について全責任を負わなければならない。

講和条約と同時に締結された日本安全保障条約は、憲法によって否定された日本の「**国防**」問題の空白部分を埋めるものとして大きな意味があった。だが、この安保条約締結にいたる過程には、日本そしてアメリカとも取り返しのつかない過ちをいくつか重ねた。

その第一は、講和条約発効後、日本は直ちに憲法改正を行い正規な国防軍を創設すべきだとする「**アメリカ側の見解**」に対して、日本政府は憲法改正を拒否し、あわせて国防軍の創設を拒否した。この交渉はアメリカ大統領の特使ダレスと吉田労相の間で進められたもので再軍備を迫るダレスと、これに抗議する吉田労相の白熱した議論の様子は当時各方面で話題にされた。

この議論に終始符を打ったのがマッカーサーの一声で、この一声はあとになって警察予備隊の創設、更に日米安全保障条約締結にも重要な意味を与えた。

安全保障条約の締結でひとまず共産主義者進攻の窓口を閉ざした日本であったが、この安保条約も「**改正**」しなかった憲法の制約を受け「**集団的安全保障**」条約にはならなかった。朝鮮戦争・ベトナム戦争を契機にして、世界の軍事情勢は加速度的に「**集団安全保障**」の方向を取り始めた。

ヨーロッパの西側では北大西洋条約機構が形成され、東側ではワルシャワ条約機構が組織されて東西間の軍事的対立は一層激しくなった。一方アジアでは、アメリカの提唱で「**太平洋条約**」構想が出た。

太平洋条約構想とは、日本・韓国・フィリピンそれと東南アジア諸国、さらにオーストラリア・ニュージーランドを含めた太平洋地域の国々を対象に集団安全保障条約を結ぼうとする構想だった。しかしこの構想は流れてしまった。

流れた理由は多々あったが、その理由の1つに、集団的安全保障を禁止した日本の憲法があったことも事実である。かくして、戦後の日本は、戦力なき軍隊と日米安全保障条約に基づき、日米相互防衛援助協定に国民の生命と財産の安全を委ねることになった。

戦後段階で何度となく訪れた憲法改正の機会を逸し、さらに進んで政府自体憲法改正の意思をもたず矛盾と偽善のままに経過した戦後史は、既に取り返しのつかない事態を国民に押しつけている。核の時代の安全保障とは、集団安全保障に集約される。すなわち、核兵器の保有は、核拡散防止条約によって、核兵器所有を条約によって認められた国だけに許されているとは云え、核拡散防止条約に横を向き既に核保有国家として存在するのが北朝鮮である。この責任を何処の国がとるのか。

要するに核拡散防止条約は、核兵器を多くの国が保有することを禁止する反面で、既に核兵器を保有する国は、非保有国の安全保障について責任を課されたことになる。北朝鮮にそれらに関する意識が存在するのかだ。

核兵器保有国と非保有国の関係は、すなわち「**集団安全保障**」を前・非保有国の別なく、それぞれの国の国防原則になっている。日本は当然核兵器非保有国である。さらに日本は、国会決議である「**非核三原則**」を国是にし「**持たず**」「**造らず**」「**持ち込ませず**」の原則を堅持している。

しかし同時に「**集団安全保障**」を認めない憲法に従って、いわゆる西側陣営の集団的軍事機構には加盟せず、ただ日米安全保障条約に基づくアメリカの核の傘に、自国の安全を託している。アメリカの核の傘は欲しい、しかしアメリカが日本に核を持ち込むことは許さない。万が一の場合は日本の外側で核兵器を使用し、日本の安全を保障しなさい。簡単にいうと以上が、アメリカに対する日本の言い分であり主張である。この日本の主張に対して、アメリカ政府部内、アメリカ国民の間から疑義が提示されるのは当然である。

何が故にアメリカは、アメリカ国民の税金を使って日本を守らなければならないのか。この疑義に対するアメリカ政府の回答は複雑である。日本の安全を保障することは、要するにアメリカの安全を保障することにつながり、日本の安全保障なくしてアメリカの安全保障はないとするものである。

いずれの国でも政策遂行には多くの極秘事項が関与する。極言すれば国民が知り得る政策事項は全体の極く一部分に限られ、大半は国民の知り得る所にはない。

従って、極秘に関する事項は、諸政治的行為を集約して推論する以外になく、推論した結果は必ずしも事実と一致するとは限らない。このため、日米の安全保障に関わる問題については推論を根拠にして、現在アメリカの軍事政策はこのようにある、と断定することは必ずしも出来ない。

以上の論理を踏えて、この問題に関し1つだけ明確に「**推論**」できることは、アメリカにとって日本の安全保障とは日本を「**不沈空母**」化することである。空母とは要するに本来的に寄るべき本国を離れて、前線において作戦行動する前線基地である。空母が撃沈されても、空母の損害は直接的に本国に影響を与えることはない。

このことは、ミッドウェー海戦で日本海軍は飛龍・赤城・加賀・蒼龍の4空母を失ったが主力空母の損失が、そのまま直接的に日本の敗戦につながらなかったことで証明されている。地政的な理由をもって現在のアメリカが日本を「沈まない空母」と認識しているとは推論できないが、かかる懸念を100%排除することはできない。

戦争論の大原則は、自国は自国の攻防力で守り抜くことである。この原則を無視して自国の安全保障を他国に委ねれば結果的には、味方であるべき他国の「弾除け」になるだけである。人間がエゴの固まりであるのと同じく、1つの国家も最終的には自国があるのみで視点を変えれば国家ほど国益の優先の大義をもって、国際社会でエゴをむき出しにするものはない。極論すれば、集団安全保障もある特定の国家を最終的に守るための一方策ということができる。

現在の日本は、世界有数の軍事力を保有する自衛隊を持ちつつも、国防に関し全局面にわたりアメリカに依存している。この際、日本はアメリカの不沈空母か否かの問題は抜きにしても、自国の安全は自国の防衛力で貫徹するという自覚に覚醒する必要がある。この自覚は単に自国の防衛力を強化するだけではなく、日米安全保障条約の片務性と経済大国日本が、自国の安全保障を依然アメリカに依存していることについてのアメリカにおける疑義を払拭する役割を果たすものである。政治用語に「戦後の総決算」というのがある。たしかに現在の国際情勢とくに世界の軍事情勢は、日本が戦後の総決算を図るべき方向に動いている。

戦後日本の国防史は、アメリカの要請である再軍備の拒否と憲法第二章第九条を骨子にした憲法改正論議の否定から始まった。かかる日本政府の「エゴ」は、折角作った自衛隊を私生児化し、毎年国民総生産の1%を支出する国防費を憲法違反の状態でも支出する弊害と政治における法律上の偽善を国民に露呈する結果をもたらした。

社会が精神的に混乱する根本は、いつの時代でも政治が悪徳と偽善を積み重ねることにある。要するに、日本の現在社会が荒廃したそもそもの根は、政府が国民に対して嘘をつき「既成事実」の名目をもって国民を騙し続けるところにある。

戦後70年間、国民はこと国防に関し徹頭徹尾政府から騙まし続けられてきた。

世界第10位（2015年3月21日、ロシアメディア「プズグリャド」による軍事関連サイト「グローバル・ファイヤーパワー」が発表した軍事力ランキングより、同時に核戦力を有していないことも軍事ランキングは日本を下位にしている理由といえる）の軍事力を保持する自衛隊を戦力なき軍隊といい、師団・連隊の軍組織をもつ自衛隊を軍隊ではない軍隊、陸・海・空軍ではない自衛隊だと騙し続けられてきた。政府が国民を騙し、この政府の態度が信頼をおけないものと断定してきた国民と政府の関係が、すなわち日本の国防史である。

かかる政府と国民の関係を作りあげたのが、いうまでもなく何度となく訪れた「憲法改正」の機会を見送った政府の怠慢である。同時に、大局を理解することなく共産党の叫ぶ「再軍備」反対に同調してきた野党の偽善と責任である。

大衆とは、すなわち（大衆的）是非善悪の分別能力をもたない群衆の意である。

かかる大衆に対して何が正しく何が悪いかを知らしめ、正しき方向に大衆を導くのが、そもそも政党たるものの義務である。しかるに戦後日本の政党は、大衆を排除したまま党利党略に明け暮れ、国家のため…大衆の言葉に象徴される国民のため…に真実を告知する義務を放棄してきた。この間、各政党の一部に一片の良心があったならば、彼らは政治のタブーを乗り越えて、憲法改正とそれに続く国防軍の正式創設を叫んだ筈である。「過ちを改むるにやぶさかならず」は、儒教文化から生まれた日本民族の基本伝統である。「核の時代」の渦中にある人類にとって、いま国家・国民は何を為すべきかについて無知な大衆を指導する任にある各政党は、自からの道・将来に対する展望を再考する必要がある。

憲法第一章と第二章の改正は、戦後の総決算を決意する日本民族にとって、輝ける未来を開拓するための基本条件である。とくに、国家・国民の生命と財産の安全を保障する国防力の強化は、総決算後の日本民族が第一義的に取り組まなければならない重要課題である。ことわざに「生兵法大怪我のもと」というのがある。

たしかにその通り、究極核が立ちはだかる現状にあっての国防力は、それに相当する国防力の確保が前提である。同時に戦闘機一機の費用で、核兵器数基が生産できるという経済効率は、利潤最大化原理を追求する日本の国情と国民性に最も適合する。

戦争は破壊と混乱を惹起してやまない。破壊と混乱の渦中で同盟国・条約国が国益を放棄してまで、日本の国体と民族の安全を保障してくれるなどということは夢物語に過ぎず日本を守るものは、あくまで日本自身である。従って現在の日本に課された最大の課題は「生兵法」でない本物の国防力と、この国防力を支える愛国の精神である。いずれにしても核兵器を中心にした戦争の勃発は、日本人のみならず全人類の悲劇である。核の冬は戦争に生き残った者まで地球の住人とはしないだろう。そこで提出される主題は、戦争を惹起しないための諸方策である。

EU諸国では、アメリカを中心に「戦略防衛構想（SDI）」構築のための研究開発に着手し、宇宙空間に戦略的地位を確保していた。この構想は、反体制国家が自由主義陣営に向けて発射した弾道・中距離核ミサイルを宇宙の領域で完全破壊し、一発たりとも自由主義陣営に到達させまいとする戦略構想であった。

当時、反体制国家が大量の核ミサイルを所持している以上、自由主義陣営が世界の平和と人類の安全を図るためには、これ以外の方法手段はなかった。

自由主義国家側が集団安全保障のもとで所有する核兵器は100%全人類の平和と世界の永続的繁栄を達成するためのものである。これに対して反体制国家側、すなわち中華人民共和国を含めた疑似共産主義国が所有する核ミサイルは、戦略的・戦術的の別なく共産主義の制覇を追求し、全世界人類を赤色独裁主義のもとに屈服させるためのものであると理解する必要がある。

ロシアの現状の体制を自由主義国家と見る者は少ない。忘れてはならない。

彼の国は未だに北方領土の返還に応じない。それどころか覇権主義を露わにしている。戦略防衛構想の目的の一つは、敵側の発射したミサイルを目標到着以前に破壊することにある。だが真の目的は破壊ではなく核戦争の抑止にある。

当防衛構想の機能が完備すれば、敵側が所有する核兵器は文字通り張り子の虎に終わってしまう。目標に一発たりとも届かない戦略核ミサイルは、最早兵器ではなく宝物ならぬ悪魔の持ち物化してしまう。アメリカは、同盟国である筈の日本に対して、戦略防衛構想のメカニズムを極秘事項にしていた。戦後日本はアメリカの言いなりに操られ、日本は唯々諾々として追従してきた。そろそろ星条旗の下を離れ自立の道を模索する時代に到達している。

日本には世界に比類なき頭脳を秘めた有能な科学者・技術者の人材の宝庫なのだ。

憲法改正によって、自国の防衛に関する了解を国民の総意として得れば、我が国の防衛力は自国のみならず、東南アジア全域の安全保証に貢献できるのだ。

従って我が国家による戦略防衛構想の完成は、世界に永劫の平和を実現するための最良の方策である。

《戦略防衛構想実現には、技術的困難とともに莫大な費用が掛かる事から構想は進まなかった。

1985年、ソ連にゴルバチョフ政権が誕生し冷戦が終結したため現実性がなくなり、アメリカ政府は1993年、正式に構想を放棄した。》

現実の問題として自衛隊を私生児的立場に放置するのも、また自衛隊を陸・海・空軍化することをとどめているのも、さらにひるがえって、日本国が完全無欠な国軍を保持し、主権国家として軍事的に独立するのを阻害しているのも、押し付け憲法が生きているからである。

憲法の全存在は不変不動の意義をもたない、状況に従い時代性に応じて改正するのが、国家基本法たる条件である。日本が強大な軍事力を保持し、その強固な軍事力を背景に「核戦争抑止」に取り組み世界平和実現に貢献することを求められている。

その第一歩は、すなわち憲法を改正し内外に対して明確な「日本」を示すことである。軍事アレルギーは、戦後の日本人を襲った病理現象である。何が何でも再軍備はいやだ…軍事より経済だ…第三次大戦など起る訳はない…もし戦争が始まったら黙って白旗を掲げればよい…。といった風潮が、要するに日本人の戦後観を支配した感情だった。

しかし経済分野の成熟と国際情勢の変容によって、日本朝野の「感情」は明らかに変化している。とくに最近に至って、国民を指導する立場にある政党の「覚醒」ぶりは著しく、かつて反対一本槍だった野党の姿勢は現実に対応せざるを得なくなってきた。すなわち「憲法改正」は改正する時期の問題に転化し、軍事化反対はシビリアン・コントロールを前提にした是認の方向を目指している。

政党の変容は同時に国民意識の変化を政治的に象徴したもので、このことからみても国民の総意は明確に従来とは異なった意識へと転移しつつあることを示している。

国民意識の変容は、最近の国際情勢を「大局」的に反映したもので、そこには日本民族の未来永劫にわたる存亡を賭けた願いが秘められているとみることができよう。

祖国なくして民族の存在はあり得ない、国防力なくして祖国の安全はあり得ない、経済力なくして豊かな民族の繁栄はあり得ない。といった至極当然で素朴な国民の願いが最近の国民意識を変化せしめた原動力である。

過去の国民は、国民の過半数以上が憲法改正と再軍備に反対の意識をもっていた。

だが最近の国民意識は反対・賛成が逆転し、序々にではあるが憲法改正と国軍の創設に理解を示しつつある。しかし、自衛隊支持率70%以上に対して憲法改正に賛同する比率は、反対に比べて大幅に低いのが実情である。

この低い改正支持率を大幅に改善するのが国を憂い、日本民族の存亡に思いを馳せる純粋国民政党の役目である。幸にも、憲法改正を網領にしている自由民主党に加えて、さらに公明党は、憲法改正が国会の場に提出された場合には、改正に賛同する意向を与党指導者を通じて表明している。

憲法改正の最終手続きは「国民投票」であるが、これとて各種の世論調査は概ね、憲法改正に国民の過半数は賛成するだろうとの見通しを示している。

「概ね」とは希望的観測の意味を含む、したがって、この概ねを現実のものとするのが、国家百年の大計をもって国政に参加する与党、並びに準与党の使命である。

政府当局者は「**憲法第十章 第九九条の規定**」により、直接的に憲法改正を改築化できない立場にあるが、これとても法文解釈のいかんによっては可能に転化し得るものであり、この立場から朝野を一貫した「**憲法改正**」の国民運動推進の役割を担うことができる。

政策立案の第一条件は、将来を卓見することである。この卓見性にしがえば「**日本民族積年の願望**」だった憲法の改正は、国際諸情勢さらに国内的状況からみても、最早実施の段階に移ったと見るべきである。要は、かかる憲法改正の「**状況**」を政策当局がどう「**機会**」化するかであり若し逸すれば、それこそ日本国の悲劇である。

憂国の老生